

公益財団法人にいがた産業創造機構表参道・新潟館展示・交流スペース使用要領

公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「NICO」という。）の表参道・新潟館（以下「新潟館」という。）に設置された展示・交流スペース（以下「展示・交流スペース」という。）の使用に関する必要な事項を、下記のとおり定めます。

記

第1 使用時間

展示・交流スペースは、原則として年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前10時30分から午後6時30分までとします。

第2 使用基準

展示・交流スペースは、NICO及び新潟館が実施するほか、次の(1)から(7)のいずれかに該当すると認めるときは、使用することができます。

- (1) 新潟県（以下「県」という。）が主催又は共催するとき。
- (2) 県内の市町村又は地方公共団体の組合が主催又は共催するとき。
- (3) 県内に主たる事務所を有する公共的団体等が主催又は共催するとき。
- (4) 県出身者により構成された親睦又は出身地域との交流等を目的とする団体が主催するとき。
- (5) 県の文化に関する研究等を目的とする団体が主催するとき。
- (6) 県内に事業所又は工場等を有する団体が主催するもののうち、県内に所在する同団体の事業所又は工場等の事業活動の一環として開催するとき。
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。

第3 使用手続き

- 1 展示・交流スペース使用の承認を受けようとする者は、別記様式1「展示・交流スペース使用申込書」（以下「使用申込書」という。）を理事長へ提出してください。
- 2 使用申込書の提出は、展示・交流スペースの使用期間初日の属する年度の前年度の理事長が別に定める日から行うことができます。
- 3 理事長は、展示・交流スペースの使用を承認したときは、別記様式2「表参道・新潟館展示・交流スペース使用承認書」（以下「使用承認書」という。）を交付します。
- 4 次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、使用を承認しません。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - (2) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 施設、設備及び機器等を破損、汚損又は亡失するおそれがあるとき。
 - (4) 政治活動又は宗教活動の目的で使用するとき。
 - (5) その他運営管理上支障があるとき。

第4 使用料

- 1 展示・交流スペースを使用する場合、表1のとおり使用料を徴収します。
なお、表1の時間帯の一部を使用する場合であっても、次表の時間帯の全額を徴収します。

(表1)

時 間 帯	使用料
午前10時30分から午後1時まで	15,000円
午後1時から午後4時まで	18,000円
午後4時から午後6時30分まで	15,000円

- 2 理事長が特に必要と認めるとき、午前10時30分以前、午後6時30分以降に使用することができますが、第4の1の使用料に超過した時間を合算し1時間ごとに、表2の使用料を加算して徴収します。

(表2)

超 過 時 間	使用料
1時間当たり（1時間未満切り捨て）	6,000円

第5 使用料の減免

- 1 第2(1)に該当するとき、その使用料の全額を免除することができます。
- 2 第2(2)から(5)のいずれかに該当するとき、使用申込書の提出が使用期間初日の3か月前の日から前日までに行われる場合、第4に定めた使用料の2分の1を減額することができます。
- 3 「公益財団法人にいがた産業創造機構表参道・新潟館ネスパスイベントスペース使用要領」で定めるイベントスペースの利用者が、その使用期間中にイベントスペースと連動して展示・交流スペースを使用するとき、第4に定めた使用料の3分の2を減額することができます。
なお、この場合、第5の2は適用しません。
- 4 第2(7)に該当するとき、使用料を減免することができます。

第6 使用料の納付

使用料は、現金又は口座振込の方法により納付してください。

第7 遵守事項

使用承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の(1)から(7)に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 使用する際、使用承認書を新潟館へ提示してください。
- (2) 搬入・搬出は、承認した使用時間内に行ってください。
- (3) 展示・交流スペース内での飲食及び喫煙は行わないでください。
- (4) 使用後は、原状回復の上、新潟館の確認を受けてください。
- (5) 備品を破損した場合は、速やかに新潟館へ申し出てください。
- (6) 展示・交流スペースの汚損、備品の破損等、使用者による原状回復ができない場合、新潟館が代わって行った原状回復に要した費用を支払ってください。
- (7) 使用を取り消し又は変更する場合は、新潟館へ速やかに連絡を行い、指示を受けてください。

第8 承認の取消し

理事長は、使用者が次の(1)～(4)のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 第3の4(1)から(5)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第7の遵守事項に違反したとき。
- (4) この要領に違反したとき。

第9 免責事項

不測の事態により、使用者、関係者及び参加者等に事故等が発生した場合、新潟館はその責任の一切を負いません。

また、天災地変等の不可抗力によって展示・交流スペースの使用ができない場合も同様とします。

第10 その他

- 1 この要領は、平成27年12月22日から実施し、平成28年度の使用から適用します。
- 2 公益財団法人にいがた産業創造機構表参道・新潟館展示・交流スペース使用要領（平成26年1月1日施行）は、平成27年度を以て廃止します。
- 3 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとします。